

深谷市 農委だより

2019年9月

No.28



深谷市イメージキャラクター
ふがちゃん

大寄地区 若手農業者の皆さん



編集
発行

深谷市農業委員会

事務局 〒369-0292 深谷市岡2381-1 岡部総合支所内 ☎577-3439(直通) ・FAX 585-3520

座談会 in 大寄

はらだ こういちろう 原田幸一郎さん (34才)、 おおしま ゆう 大島悠さん (29才) の4人の方に、上敷免集落センターで座談会形式での取材をさせていただきました。



上敷免集落センター

Q これまでの経歴や、農業を始めたきっかけは何ですか？

小松 高校生の時に、バイオテクノロジーの大学の農学部を卒業後、種苗会社や農業生産法人を経た後、妻の実家に近い深谷市の農業生産法人に勤務しながら、地元の方の協力により農地と住宅を借り、農業を始めました。



小松さん

高田 結婚がきっかけです。自動車関係の農機具関係の会社に勤めた後、実家が農家だった妻と結婚し、妻の実家を継ぐことにしました。



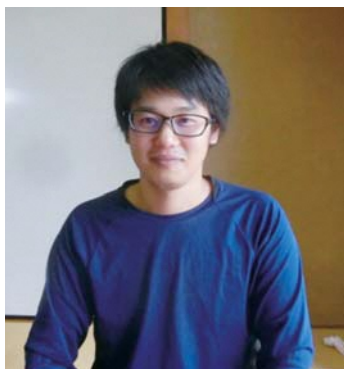
高田さん

原田 25才まで、東京でIT関係の会社で営業をしていましたが、仕事に疑問を感じ、3年間、農業研修を経て新規就農しました。



原田さん

大島 熊谷農業高校を経て、東京農業大学を卒業後、学童の指導をしながらねぎ農家の金子さんを手伝っていました。その後、農業大学校でトマトに興味を持ち、金子さんの紹介でトマトを作っている井田さんのところで研修しており、3年目になります。



大島さん

ほ場の衛生管理を行いましょ

ほ場の消毒や管理が適切に行われないことにより、病害虫が発生してしまう恐れがあります。

病害虫の発生により、収量や品質の低下につながることや、病害虫が近隣の農地にも広がる恐れがあります。

ほ場の質や被害の状況により、適切な消毒や管理を行うことで、病害虫発生の防除になります。

作物を作付けする前には、ほ場の消毒や除草等の管理を行いましょ。



砂ぼこり対策のご協力について

冬から春先の農閑期にかけては、強風により農地からの砂ぼこりが発生しやすい時期です。風により優良土壌が飛散し、風下の地域へ悪影響を及ぼします。次のような対策で優良土壌の飛散を抑えることができます。

- 中低木・防風ネット、竜のひげの植栽
- 耕運作業を作付け間近まで控える
- 畑かん等で散水し農地の湿潤化を図る
- 緑肥作物（エン麦、ライ麦）の播種

※市では防風ネットの設置補助を行っています。ご協力頂ける方は農業振興課までお問い合わせください。尚、農地の場所等により設置できない場合があります。

●お問い合わせ

農業振興課・整備係
☎577-3298



イノシシ等による

農作物被害対策を実施します

近年、イノシシ等による農作物被害が確認されていることから、次の対策を実施します。

詳細については、お問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

■電気柵の貸出しについて

協議会所有の電気柵を、希望される方に貸出しします。

■電気柵の購入補助について

イノシシ等に対する、侵入防止用電気柵一式に係る購入費用を補助いたします。

- 限度額：30,000円以内
- 補助率：1/2
- 申請回数：1年度内に1回
- 申請期間：令和元年10月31日まで

■イノシシの捕獲について

イノシシによる農作物被害の恐れがある場合は、農業振興課あてにご連絡をお願いいたします。捕獲の必要があると判断された場合には、猟友会へ捕獲を要請します。

●お問い合わせ

農業振興課・農業政策係
(深谷市鳥獣害対策協議会事務局)
☎577-3298

遊休農地を解消しましょう

農地は、農業生産の基盤です。農地は現在及び将来における国民のための限られた資源であり、地域における貴重な資源です。しかし、近年では農業者の高齢化や、相続による分散や所有者の遠隔化などにより、適切に管理されていない遊休農地が目立ってきております。

深谷市も例外ではなく、農業委員会で毎年実施している農地の利用状況調査によると、平成30年度では、181haの遊休農地が確認され、遊休農地率は2.98%となっており、年々上昇傾向にあります。

遊休農地は、雑草等の繁茂や病害虫の発生により周辺農地に悪影響を及ぼすばかりでなく、冬場においては火災の発生源となる恐れがあるため、防災面にも悪影響を与えます。一度、遊休農地化させると、耕作できる状態に戻すためには、多くの費用と時間が必要となります。

農地法では、農地を所有又は耕作する者は、農地の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならぬとされています。

遊休農地を増やさないために、農地の定期的な管理や解消に向けての検討をお願いいたします。

農業委員会では遊休農地解消のため、下記の取り組みを行っています。このうち「利用意向調査」は、遊休農地について今後の利用方法を確認し、貸付等に結び付けるために実施するものです。今年度も調査を行いますのでご協力をお願いします。

農地法に基づく遊休農地に関する措置の概要

- 農業委員会が毎年1回、農地の利用状況を調査し、遊休農地の所有者等に対する意向調査を実施。
- 意向どおり取組を行わない場合、農業委員会は、農地中間管理機構との協議を勧告し、最終的に都道府県知事の裁定により、同機構が農地中間管理権を取得できるよう措置。
- 所有者が分からない遊休農地(共有地の場合は過半の持分を有する者が確知することができない場合)については、公示手続で対応。

